

## 公益社団法人大日本山林会会費規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人大日本山林会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- |                           |    |        |
|---------------------------|----|--------|
| (イ) 個人会員                  | 毎年 | 3,500円 |
| (但し、学生については、毎年2,200円とする。) |    |        |
| (ロ) 法人会員                  | 毎年 | 5,000円 |

(2) 特別会員

- |          |     |           |
|----------|-----|-----------|
| (イ) 個人会員 | 毎年  | 10,000円以上 |
| (ロ) 法人会員 | 毎年  | 20,000円以上 |
| (ハ) 個人   | 一時金 | 50,000円以上 |

(改正)

第3条 この規程は、必要と認めた場合、総会の決議により改正することができる。

(補則)

第4条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人大日本山林会の設立登記の日（平成22年10月1日）から施行する。